

【国際研修・共同研究】

インドネシア法制度整備支援 第17回本邦研修

国際協力部教官

高橋一章

第1 はじめに

インドネシアでは、法務人権省法規総局（以下「DGL」という。）¹及び最高裁判所をカウンターパートとしてJICAのプロジェクト²が実施されているところ、このうち、DGLとの関係では、インドネシア国内の法令の不整合の解消をプロジェクト目標に掲げ、WGを立ち上げてインドネシア法令の問題点に関する検討・協議するとともに、オンラインセミナーや地方セミナーを開催し、日本の法令制定過程に関する知識・経験を共有すること、執務参考資料の改訂³や研修講師の育成等（シラバスの作成・実施等を通じた人材育成）を目的としている。

そして、上記プロジェクト活動の一環として、令和6年9月16日から同月27日まで（移動日を含む。）の間、日本において、DGL職員15名を対象にインドネシア法制度整備支援第17回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。本稿では、本研修の概要を紹介するものである。

第2 本研修の背景

インドネシアで現在実施されている「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的としている。このうち、DGLをカウンターパートとする活動は、DGLがインドネシア国内の法令等の制定・改正に関して新規法令・法令改正の案文審査を所掌業務としているところ、これらの審査を実施する者（以下「ドラフター」という。）の能力向上のため、WGを立ち上げてインドネシア法令の問題点に関する検討・協議するとともに、オンラインセミナーや地方セミナーを開催し、日本の法令制定過程に関する知識・経験を共有すること、執務参考資料の改訂や研修講師の育成等（シラバスの作成・実施等を通じた人材育成）を目的としている。

本プロジェクトは来年9月で終了することが予定されているところ、上記目的との関係では、今後、教材の作成、研修講師の育成を中心に活動していくこととなっている。具体的には、WGによる執務参考資料の改訂作業を週に1回の頻度で実施し、講師の育

¹ 本研修当時のもの。なお、インドネシアの大統領交代に伴う組織再編により、現在（執筆時点）では、法務人権省は法務省、人権省、入国管理省に分かれている。

² 令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が実施されている。

³ 執務参考資料は、前回のプロジェクトの成果物として作成されたものであり、法令の制定や改正にあたり留意すべき事項等がQ and A形式でまとめられているものである。

成に関しては具体的な講師候補者を選定したほか、研修シラバスの作成等に着手している。

第3 本研修の目的

本研修は、上記したようなプロジェクトの活動状況を踏まえ、上記執務参考資料改訂のためのWG参加者及び講師候補者を中心に参加者を中心に研修員として選定し、本研修を通じて法令制定や改正に関する知識を広げることを目的として実施した。また、そのほか、プロジェクト活動とは直接関連しないものの、現在インドネシアでは倒産法の改正が進んでおり、法令審査を司るDGLとして日本における倒産法制に強い関心が寄せられている現状に鑑み、日本の倒産法制の知識の習得も目的とした。

第4 研修概要

1 研修員及び日程

それぞれ別添1及び別添2のとおりである。ただし、別添1の番号1の研修員は急遽用務のため参加できていない。

2 各講義について

まず、DGLの所掌業務である法令審査に関しては、我が国の法改正の流れに沿って、改正する法律を所管する省庁がどのような実務で法改正案を作成しているのか、その上で、当該省庁作成の改正案が内閣法制局でどのような審査を受けるのかにつきそれぞれの立場からの講義を実施した。具体的には、教官において外務省出向時に関与した旅券法の改正をテーマに、実際の経験を踏まえた講義を実施するとともに、内閣法制局に講義を依頼し、内閣法制局の組織に関する点や省庁作成の法律案につきどのようなポイントに注意して精査しているのかなどにつき講義していただいた。

また、インドネシアは地方行政機関が非常に多く、今回地方局の研修員がいたことを踏まえ、我が国の条例改正の実務に関しても、実際に千葉県に出向し条例改正に携わった経験のある衆議院憲法審査会事務局の職員を講師として講義を実施していただいた。

加えて、国と地方がそれぞれ制定する法律と条例の関係につき、京都大学名誉教授の大石教授から概論を教授いただいた。さらに、倒産法に関しては、東京大学名誉教授である伊藤眞教授に講師を依頼し、我が国が現在の倒産法制になるまでの歴史的経緯・現在の我が国の倒産法制の特徴や課題について講義していただいた。

第5 研修実施結果

1 研修員の多くはインドネシアにおいて我が国における内閣法制局の立場で法令を精査する立場にある。本研修において、研修員は、講義内容を踏まえ、具体的な改正案につき、どの程度まで所管省庁で内容を検討してもらうべきか、提出された改正案をどのような視点で精査・検討し、所管省庁にフィードバックしていけばよいかといっ

た点を積極的に議論していた。また、我が国の内閣法制局が法令の制定や法令の改正にあたり大きな権限を有していることに関し、インドネシアでも同様の権限を付与することでより整合性のとれた法令を制定することができるのではないかといった意見が議論されるなど、我が国の具体的な制度を参考にしながらより大きな視点でインドネシアとして取り入れるべき部分について議論していた点が印象的であった。

- 2 また、研修員は、自らがインドネシアにおいて法令制定に関する講義を実施する講師として、法制定・法改正のあり方を次世代につなげることが求められているところ、我が国の一連の法改正のプロセスを踏まえ、どのような指導が効果的なのかといった意見交換も積極的になされた。特に我が国においては、法制定や法改正に関する専門の講義や研修などは基本的に見受けられないなかで、なぜ法令間の整合性がとれているのかといった点についても議論がなされた。我が国においては、各省庁が職員のキャリアパスのなかで法制定や法改正に関わる部署に定期的に異動することで経験を積むといった工夫や、内閣法制局内に法制定・法改正の専門知識を蓄積させることにより、安定した法制定や法改正が実施できていること、内閣法制局に各省庁の職員を出向させ、それぞれの法令につき、すでにある程度の専門知識のある者を充てていることなどの説明をしたところ、研修員からは、研修という形で知識を教えることのほかに、上記のような仕組みづくりの重要性も認識することができたといったコメントがみられた。

このように、次世代への知識や法技術の継承という場面において、研修員がこれまで認識していなかった新たな視点をもつに至ったこと、整合的な法制定や法改正に必要な知識を踏まえた研修のあり方を考える契機となったことを踏まえると、本研修が研修員に与えた影響は大きいと感じられた。

- 3 最後に、倒産法制に関する講義では、インドネシア国内でも倒産法は存在しているものの、民事再生・会社更生という仕組みが存在しないため、特にこの分野に関してインドネシア研修員の議論が集中した。インドネシアでは、倒産法といえば企業体を解体し清算することという考えが中心にあるなかで、解体・清算以外にも、企業体を存続させることで債権者への返済を継続させるという制度そのものに強い関心を持って議論していた。また、いわゆる清算型の倒産の仕組みについても、破産管財人の役割、破産財産の回復に関する諸制度などインドネシアの倒産法制では必ずしも整理されていないものに関して議論がなされた。このような議論では、まさに現在改正中のインドネシアの倒産法の参考となるといった意見や、インドネシアの倒産法改正に積極的に組み込むべき制度や概念はないかといった視点からの検討・議論もなされた。
- 4 本研修では、研修の最終日に、研修生を複数のグループにわけて、具体的にどのようなことを学んだのか、その知識は自らの業務にどのようにいかすことができるかといった視点からプレゼンテーションを実施してもらった。それぞれの研修員が適切に各講義の内容を理解していることが認められ、また、自らの業務との関係で特に参考となる点を的確に発表することができていた。

第6 おわりに

本研修は実施しているプロジェクトの一環として実施されるものである。そのため、本研修の実施により現在のプロジェクト活動が加速し、かつ、その活動結果の質がより高いものとなってはじめて、本研修は成功したと評価されるべきものである。しかしながら、本研修に参加した研修生はいずれも真剣に講義を受け、講義内容を踏まえて、今後のインドネシアの法令整合性を保つために自らがどのような役割を果たすべきかにつき活発に議論していた。このような研修生の本研修に対する姿勢をみるかぎり、本研修につき、いったんは「成功した」と評価してもよいのではないかと感じているし、少なくとも、本研修の目的である「法令制定や改正に関する知識を広げること」、「日本の倒産法制の知識の習得」との関係では、上記第5でみたとおり十分に達成できたといえる。

なお、研修員からは、本研修に関して、非常に好意的な意見・評価をいただいたところである⁴が、研修員からは、今後の倒産法制の改正に非常に有益な講義であったとのコメントが多く、また、より時間をかけて日本の倒産法制を学びたいという意見が多く出された。倒産法制の分野は現行のプロジェクトと直接関連するものではなかったため、あくまで本研修では我が国の倒産法制の概説というものにとどまらざるを得なかったが、同分野に関しては、上記研修員の意見を踏まえ、引き続き、オンラインないし短期専門家派遣という形でより詳細な倒産法制の講義やセミナーを実施できないか積極的に検討することとしたい。

最後に、本研修にご協力いただきました講師の方々、通訳や研修員のコミュニケーションに尽力いただいた研修管理員の方々、JICA東京のスタッフの方々に改めて感謝申し上げるとともに、長期派遣専門家及びインドネシアプロジェクト事務所の方々がこれからも円滑にプロジェクトを進められることを祈念する次第である。

⁴ 本研修では、研修終了後にアンケートを実施しており、好意的な意見と記載したのはそのアンケート結果を踏まえたものである。

インドネシア国別法務人権省ドラフターの能力向上本邦研修

1	ロベリア
	Mr. Roberia
	法規総局 整合性第一局 局長
	Director of Legislation Harmonization I, Directorate General of Legislation
2	スプリヤンディ リナ ウィディヤスティ
	Ms. SUPRIYADI Lina Widiyastuti
	法規総局 整合性第二局 ドラフター レベル3
	Legal Drafter Level 3, Directorate of Legislation Harmonization II
3	バクリ シティ マシタ アバス
	Ms. BAKRI Siti Masitah Abas
	法規総局 条例立案支援・ドラフター育成局 ドラフター レベル3
	Legal Drafter Level 3, Directorate of Facilitation for Regional Regulations Drafting and Legal Drafters Development
4	スサンディ アリフ
	Mr. SUSANDI Arif
	法規総局 整合性第一局 ドラフター レベル3
	Legal Drafter Level 3, Directorate of Legislation Harmonization I
5	アングラエニ ヤナ リヤナ
	Ms. ANGGRAENI Yana Riyana
	法規総局 起草局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislative Drafting
6	ダリア ミラ
	Ms. DAHLIA Mila
	法規総局 整合性第一局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislation Harmonization I
7	チャトル オスワル イスマイル
	Mr. CATOR Oswald Ismail
	法規総局 起草局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislative Drafting
8	シアハン ナオミ ユリ エスター
	Ms. SIAHAAN Naomi Yuli Ester
	法規総局 整合性第二局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislation Harmonization II
9	プスピタサリ ジャヌアリタ エキ
	Ms. PUSPITASARI Januarita Eki
	法規総局 訴務局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Litigation
10	ペルマタ ノビタ ディア
	Ms. PERMATA Novita Diah
	法規総局 翻訳・公布局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Promulgation, Translation and Publication of Legislations
11	クマンダニ プラヘスティ セカル
	Ms. KUMANDHANI Prahesti Sekar
	法規総局 条例立案支援・ドラフター育成局 ドラフター レベル2
	Legal Drafter Level 2, Directorate of Facilitation for Regional Regulations Drafting and Legal Drafters Development

12	ノビタ デヴィ
	Ms. NOVITA Devi
	法規総局 事務局 広報課 評価報告係 Report and Evaluation Staff, Public Relations Division, Directorate General of Legislation
13	ヌルマラサリ レンガニス
	Ms. NURMALASARI Rengganis
	法規総局 事務局 協力課 アナリスト Cooperation Analyst, Cooperation Division, Directorate General of Legislation
14	スルヤ ハルン
	Mr. SURYA Harun
	西ジャワ地方事務所 ドラフター レベル3 Legal Drafter Level 3, Regional Office of West Java of Ministry of Law and Human Rights
15	アグスティナ イ エカ
	Mr. AGUSTINA I Eka
	バリ地方事務所 ドラフター レベル2 Legal Drafter Level 2, Regional Office of Bali of Ministry of Law and Human Rights
16	シンボロン マストウル
	Mr. SIMBOLON Manutur
	パプア地方事務所 ドラフター レベル2 Legal Drafter Level 1, Regional Office of Papua of Ministry of Law and Human Rights

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 高橋 一章(TAKAHASHI Kazuaki)

国際専門官 / Administrative Staff 宮本 登子(MIYAMOTO Toko)

※研修員番号1は都合により来日せず。

第17回インドネシア刑事法本邦研修 日程表

【令和6年9月16日(月)～9月27日(金) (移動日を含む。)】
(高橋教官、宮本専門官)

*お祈りの時間があるため、午前中は11:30終了予定としている

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
9 /	月	【入国】			JICA東京センター泊
9 /	火	9:30 JICAオリエンテーション 11:30 JICA東京センター		13:30 国際協力部オリエンテーション 14:00 【講義】 ICD教官 日本の法制(立法・地方自治)基礎講義 16:30 JICA東京センター	JICA東京センター泊
9 /	水	9:30 【講義・意見交換】 ICD教官 「法改正の実務」 11:30 JICA東京センター		13:30 【講義・意見交換】 ICD教官 「法改正の実務」 16:30 JICA東京センター	JICA東京センター泊
9 /	木	9:30 【講義・表敬】 内閣法制局 「法律審査のプロセスについて」 11:30 法務省赤れんが棟	12:10 昼食 【意見交換・写真撮影】 所長・部長 13:45 法曹会館・サンクン広場	14:00 【インドネシア側講義】 「地方局における整合性確保の実践と課題」 16:30 法務省赤れんが棟	JICA東京センター泊
9 /	金	10:00 【司法制度説明・施設見学】 最高裁判所 11:00 最高裁		14:00 【講義】 地方自治体担当者(衆議院憲法審査会事務局) 「条例制定プロセスについて」 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊 ICCLC懇親会
9 /	土	休務日			JICA東京センター泊
9 /	日	休務日			JICA東京センター泊
9 /	月	休務日			JICA東京センター泊 観光
9 /	火	9:30 【講義】 伊藤眞教授 「我が国の倒産法制」 11:30 JICA東京センター		13:30 【講義】 伊藤眞教授 「我が国の倒産法制」 16:30 JICA東京センター	JICA東京センター泊
9 /	水	9:30 【講義】 大石眞教授 「国と地方の役割分担(立法の観点から)」 11:30 JICA東京センター		13:30 【インドネシア側発表準備】 16:30 JICA東京センター	JICA東京センター泊
9 /	木	9:30 【インドネシア側発表と意見交換】 11:30 JICA東京センター		14:00 【意見交換・総括質疑】 菊地専門家 15:20 15:30 17:00 評価会・修了式 JICA東京センター	JICA東京センター泊
9 /	金	【出国】			